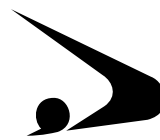


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定(五九九・福祉政策課)
 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(六〇〇・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(六〇一・長寿社会課)
 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(六〇二・長寿社会課)
 介護保険法による指定介護養型医療施設の指定(六〇三・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(六〇四・長寿社会課)

告示

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(六〇五・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(六〇六・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(六〇七・長寿社会課)
 大規模小売店舗の新設に関する届出(六〇八・商工業振興課)
 大規模小売店舗の変更に関する届出(六〇九・商工業振興課)
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(六一〇・六一一・商工業振興課)
 保安林の指定解除予定通知(六一二・森林整備課)
 基本測量実施の通知(六一三・建設管理課)

秋田県告示第五百九十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年九月十日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	西木調剤薬局	開設者氏名又は名称	有限会社すばる代表取締役	所 在 地	仙北郡西木村門屋字屋敷田170番	診療科名	調剤薬局	指定年月日	平成十四年八月一日
-----	--------	-----------	--------------	-------	------------------	------	------	-------	-----------

秋田県告示第六百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示

する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

(訪問介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
-----------	-----	-------	-------	-----------

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(通所介護)				
〇五六〇八九〇二二二	あすなる訪問看護ステーション	大曲市田町二十番一十三号	株式会社大曲仙北介護支援事業所代表取締役 畠山伸夫	平成十四年一月二十三日
〇五七〇三〇七二七二	ヘルパーステーション光	横手市大屋新町字中野三百二十六番地十一	有限会社インフォメーションヒラカ代表取締役 遠藤敏之	平成十四年五月一日
〇五七〇三〇七二八〇	有限会社ベーシック・グローバル あい訪問介護事業所	横手市平城町六番四十三号	有限会社ベーシック・グローバル代表取締役 富樫龍子	平成十四年五月一日
〇五七〇五〇七〇二二	光タクシー株式会社	本荘市出戸町字砂子下四十八番地一	光タクシー株式会社代表取締役 小石利之	平成十四年三月一日
〇五七〇八〇一〇八四	株式会社虹の街 大曲営業所	大曲市戸蒔字谷地添百十二番地一	株式会社虹の街代表取締役 畠山政二	平成十四年五月一日
〇五七〇八〇七一八〇	有限会社ゆう愛ひまわりケアセン ター	大曲市内小友字上高花二百二番地	有限会社ゆう愛代表取締役 伊藤由美子	平成十四年四月一日
〇五七三三〇七三〇四	介護センター花 花	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎百五十番地	秋田部品株式会社代表取締役 勝又利一	平成十四年五月二十一日
(訪問看護)				

介護保険事業者番号	(短期入所生活介護)	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇一〇六九六三		さくらデイサービス	秋田市横森一丁目二十番三十号	有限会社秋田在宅介護サービスセンター代表取締役 本多和子	平成十四年一月一日
〇五七〇一〇六九九八		デイサービスだまご亭	秋田市土崎港南一丁目九番二十八号	有限会社夢介護代表取締役 東博	平成十四年一月一日
〇五七〇一〇七二二八		秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場百三十六番地	社会福祉法人幸楽会理事 古戸武	平成十四年四月一日
〇五七〇一〇七二二八		秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋字成川原二番十八号	社会福祉法人秋田県厚生協会理事 菅原順一	平成十四年四月一日
〇五七〇一〇七二四四		秋田市旭南老人デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目八番十二号	社会福祉法人秋田聖徳会 辻兵吉	平成十四年四月一日
〇五七〇一〇七二五一		秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市榎山登町十番六十四号	社会福祉法人晃和会理事 加藤光俊	平成十四年四月一日
〇五七〇三〇七二九八		デイサービスセンター清川の里	横手市清川町十三番十六号	有限会社ミツイ設計代表取締役 金沢純治	平成十四年五月一日
〇五七二二〇七〇六八		サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱二十番地	鷹巣町長 岩川徹	平成十四年四月一日
〇五七二五〇七二二八		デイサービスセンターひまわり	由利郡西目町海士剥字御月森一番地	社会福祉法人本荘久寿会理事 佐藤久男	平成十四年四月一日
〇五七二八〇七〇八九		高瀬デイサービスセンター	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	羽後町長 佐藤正一郎	平成十四年四月一日
〇五七二八〇七一三三		稲川町デイサービスセンター	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六	社会福祉法人稲川町社会福祉協議会会長 藤幸次	平成十四年四月一日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(福祉用具貸与)				
〇五七二八〇七二〇五	グループホームやまびこ	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	羽後町長 佐藤 正一郎	平成十四年四月一日
〇五七二六〇七一九〇	グループホームひまわりの家	仙北郡仙北町高梨字於園八十三番地	有限会社ゆう愛代表取締役 伊藤 由美子	平成十四年四月一日
〇五七三三〇六九三四	グループホームまめだすか	南秋田郡昭和町大久保字街道下百十九番地	医療法人正和会理事長 小玉 敏央	平成十三年十二月二十日
〇五七二二〇六九四四	やすらぎホーム希望の家	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百五十六番地	社会福祉法人琴丘ふくし会 理事長 畠山 慶一	平成十四年一月一日
〇五七〇八〇七〇五七	グループホームあつたか荘	大曲市角間川町字四上町八十八番地	有限会社大曲シルバー福祉 会代表取締役 佐藤 健吉	平成十四年三月十八日
〇五七〇七〇七一七四	痴呆対応型共同生活介護施設グループホーム夕陽の丘2号館	湯沢市山田字中屋敷十四番地	医療法人仁恵会理事長 佐藤 恵一	平成十四年四月一日
(痴呆対応型共同生活介護)				
〇五七二八〇七〇七一	高瀬ケアセンター	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	羽後町長 佐藤 正一郎	平成十四年四月一日
〇五七二五〇七二〇〇	ショートステイひまわり	由利郡西目町海士剥字御月森一番地	社会福祉法人本荘久寿会理 事長 佐藤 久男	平成十四年四月一日

〇五七〇一〇六九五五	ほっと・サポート有限会社	秋田市外旭川字四百刈二十二番地	ほっと・サポート有限会社 代表取締役 佐々木 宏子	平成十四年一月四日
〇五七〇一〇六九七一	松下LEC秋田	秋田市御所野湯本二丁目一番二号	松下ライフエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 宮 裡 静 雄	平成十四年一月一日
〇五七〇一〇七〇〇三	合資会社マンネットコミュニケーションズ	秋田市南通亀の町六番五号	合資会社マンネットコミュニケーションズ無限責任社員 奈 良 宣 廣	平成十四年二月一日
〇五七〇一〇七〇二九	中友商事株式会社 秋田営業所	秋田市中通三丁目二番三十八号	中友商事株式会社代表取締役社長 中 田 栄 喜	平成十四年三月一日
〇五七〇一〇七二二七	モリヤ電建合資会社	秋田市保戸野桜町二十番一号	モリヤ電建合資会社無限責任社員 守 屋 栄 八	平成十四年五月一日
〇五七〇二〇七〇三五	株式会社宮腰蒲団店介護事業部	能代市島町七番四十号	株式会社宮腰蒲団店代表取締役 宮 腰 重 孝	平成十四年三月一日
〇五七〇四〇七〇四九	秋田基準寝具株式会社 大館営業所	大館市花岡町字根井下二百十五番地一	秋田基準寝具株式会社代表取締役 柳 原 正 雄	平成十四年三月十八日
〇五七〇八〇七二四八	有限会社クリーンサプライ県南	大曲市富士見町八番十七の二号	有限会社クリーンサプライ代表取締役 柳 原 正 俊	平成十四年五月一日
〇五七〇九〇一七五一	株式会社タクト介護センター鹿角事業所	鹿角市花輪字志和野三十六番地一	株式会社タクト代表取締役 佐 藤 義 雄	平成十四年二月二十六日
〇五七二〇〇六三四四	株式会社タクト介護センター小坂	鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平十一番地十九	株式会社タクト代表取締役 佐 藤 義 雄	平成十四年二月二十六日
〇五七二三〇六四七〇	JA秋田みなみホームヘルプサービス事業所	南秋田郡若美町払戸字大堤百六十番地	秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長 加 藤 保 廣	平成十四年四月一日
〇五七二三〇七三二〇	JAあきた湖東生活ステーション	南秋田郡五城目町字七倉百二十三番地二	あきた湖東農業協同組合代表理事組合長 勝 田 誠	平成十四年六月一日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇二〇六九七七	介護相談所だまこ亭	秋田市土崎港南一丁目九番二十八号	有限会社夢介護代表取締役 東 博	平成十四年一月一日
〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街 能代営業所	能代市字松長布二百九十三番地二	株式会社虹の街代表取締役 畠 山 政 二	平成十四年四月一日
〇五七〇二〇六七四八	のしろケアセンターそよ風	能代市落合字古恵土一番地二百二十八	株式会社メデカジャパン取 締役社長 神 成 裕	平成十四年四月一日
〇五七〇二〇七一六七	塚本薬局居宅介護支援事業所	能代市富町十番一号	株式会社ツカモト代表取締役 塚 本 修 久	平成十四年四月一日
〇五七〇五〇三〇四五	池田薬局かわくち店	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	池田薬品商事株式会社代表 取締役 池 田 晃 司	平成十四年六月一日
〇五七二三〇七二三九	有限会社こまちケアセンター	南秋田郡五城目町館越字館回二百四番地	有限会社こまちケアセンタ ー代表取締役 本 間 恵	平成十四年五月一日
〇五七二七〇七二六三	ケアプランセンターふぎのとう	平鹿郡山内村土淵字中島八十六番地一	有限会社介護のパートナー 代表取締役 高 橋 陽 子	平成十四年五月一日

秋田県告示第六百一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

平成十四年九月十日

する。

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七二六〇七二五七	レンタルけあ	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	株式会社大曲仙北介護支 援事業所代表取締役 畠 山 伸 夫	平成十四年五月一日
〇五七二六〇七三二五	有限会社サイトー商会	仙北郡仙北町戸地谷字川前三百十六番	有限会社サイトー商会代 表取締役 齋 藤 一	平成十四年六月一日

所 在 地	<p>秋田県告示第六百四号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、 (所在地を変更した指定訪問介護事業者) 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>	
	介護保険事業者番号	名 称
	〇五七二八〇七〇九七	高瀬居宅介護支援事業所
<p>秋田県告示第六百二号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>		雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一
<p>秋田県告示第六百三号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十五条の規定に基づき、 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>		羽後町長 藤正一郎
<p>秋田県告示第六百二号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>		平成十四年四月一日
<p>秋田県告示第六百四号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、 (所在地を変更した指定訪問介護事業者) 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>		平成十四年四月一日
<p>秋田県告示第六百四号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、 (所在地を変更した指定訪問介護事業者) 公示する。 平成十四年九月十日 秋田県知事 寺田典城</p>		平成十四年四月一日

介護保険事業者番号		名 称		所 在 地		変更年月日
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更年月日
〇五七〇二〇二四八三	〇五七〇二〇四四三二	有限会社宮腰商事かもめ介護福祉サービス部	フォーエバーケアステーション	能代市落合字亀谷地一番地二十九	能代市元町十五番三十五号	平成十四年二月二十六日
〇五七〇二〇六〇四七	〇五七〇二〇二九七〇	秋田県高齢協 秋田西事業所	ケアサービスセンター	秋田市寺内字油田五十九番地二十七	秋田市寺内字蛭根八十五番二十三	平成十四年二月二十八日
〇五七〇二〇六五七五	〇五七〇二〇二二七七	JA新あきたホームヘルプサービス事業所	ひまわり訪問介護事業所	秋田市千秋矢留町二番四十号	秋田市泉北二丁目四番二十三号	平成十三年十二月二十七日
〇五七〇九〇一七五一	〇五七二六〇四〇九八	株式会社タクト介護センター鹿角事業所	角館町社会福祉協議会訪問介護事業所	鹿角市花輪字志和野三十六番地一	鹿角市花輪字倉前平三十一番地一	平成十四年一月二十一日
〇五七二三〇二九八二	〇五七二六〇四〇九八	五城目町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	角館町社会福祉協議会訪問介護事業所	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番地十	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目一番地一	平成十四年四月一日
〇五七二六〇四〇九八	〇五七二六〇四〇九八	角館町社会福祉協議会訪問介護事業所	角館町社会福祉協議会訪問介護事業所	仙北郡角館町小勝田字間野五十四番地の五	仙北郡角館町岩瀬字大風呂一番地	平成十四年四月一日

(所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者)

(所在地を変更した指定福祉用具貸与事業者)

介護保険事業者番号	名 称	変 更 後	在 地	変 更 前	変 更 年 月 日
〇五七〇一〇六四四三	はあとケア	秋田市手形字オノ浜二十七番地六	秋田市中通五丁目五番十号	秋田市中通五丁目五番十号	平成十四年一月一日
〇五七〇一〇六五七五	J A新あきたホームヘルプサービス事業所	秋田市千秋矢留町二番四十号	秋田市泉北二丁目四番二十三号	秋田市泉北二丁目四番二十三号	平成十三年十二月二十七日

(名称を変更した指定通所介護事業者)

介護保険事業者番号	変 更 後	変 更 前	所 在 地	変 更 年 月 日
〇五七二八〇五〇九一	五輪坂デイサービスセンター	秋田県雄勝郡羽後町羽後町指定通所介護事業所	雄勝郡羽後町林崎字五林坂二十一番地一	平成十四年四月一日

(所在地を変更した指定通所介護事業者)

介護保険事業者番号	名 称	変 更 後	在 地	変 更 年 月 日
〇五七〇一〇六二九四	社会福祉法人隣仁会ファミリリー園 デイサービスセンター	秋田市桜二丁目四番二十一号	秋田市桜二丁目百十三番四号	平成十二年十二月一日

(所在地を変更した指定通所介護事業者)

〇五七二六〇四一〇六	角館町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	仙北郡角館町小勝田字間野五十四番地の五	仙北郡角館町岩瀬字大風呂一番地	平成十四年四月一日
------------	---------------------	---------------------	-----------------	-----------

秋田県告示第六百五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定
 定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

（所在地を変更した指定居宅介護支援事業者）

公示する。
 平成十四年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

（名称を変更した指定居宅介護支援事業者）

介護保険事業者番号	変 更 後		変 更 前		所 在 地	変 更 年 月 日
	名	称	所	在 地		
〇五七二八〇三一一二	稲川町居宅介護支援事業所		雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	雄勝郡稲川町大館字上平城百二十番地		平成十三年七月一日
〇五七二七〇〇七三〇	平鹿町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所		平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地		平成十四年四月一日
〇五七二六〇二一六九	角館町社会福祉協議会居宅介護支援事業所		仙北郡角館町小勝田字間野五十四番地の五	仙北郡角館町岩瀬字大風呂一番地		平成十四年四月一日
〇五七〇九〇一七五一	株式会社タクト介護センター鹿角事業所		鹿角市花輪字志和野三十六番地一	鹿角市花輪字蒼前平三十一番地一		平成十四年一月十四日
〇五七〇二〇六六六四	ひまわりハートケア		能代市通町九番五十二号	能代市柳町十番十六号		平成十四年四月一日
〇五七〇一〇六〇四七	秋田県高齢協 秋田西事業所		秋田市寺内字油田五十九番地二十七	秋田市寺内字蛭根八十五番地二十三		平成十四年二月二十八日
〇五七〇一〇〇九二五	フォーエバーケアプランセンター		秋田市外旭川字三後田二百番地	秋田市外旭川字三後田百七十二番地		平成十四年四月一日
介護保険事業者番号	名 称		所 在 地		変 更 年 月 日	

〇五七二八〇一七〇二	五輪坂居宅介護支援事業所	羽後町指定居宅介護支援事業所	雄勝郡羽後町林崎字五林坂二十一番地	平成十四年四月一日
------------	--------------	----------------	-------------------	-----------

秋田県告示第六百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

〇五七二六〇六八四六	名 称 有限会社ゆう愛「ひまわり」ケアセンター	所 在 地 仙北郡仙北町高梨字於園八十三番地	事 業 者 有限会社ゆう愛代表取締役 伊藤 由美子	廃止年月日 平成十四年三月三十一日
------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------------	----------------------

（訪問介護）

〇五七〇一〇六〇六二	名 称 光峰苑デイサービスセンター	所 在 地 秋田市添川字鶴木台六十五番地三	事 業 者 社会福祉法人ともしび会理 事長 佐藤 進	廃止年月日 平成十四年三月三十一日
------------	----------------------	--------------------------	----------------------------------	----------------------

（訪問入浴介護）

〇五六〇九九〇一七八	名 称 医療法人恵愛会鹿角中央病院訪問看護ステーション	所 在 地 鹿角市花輪字扇の間七番地一	事 業 者 医療法人恵愛会理事長 高橋 裕男	廃止年月日 平成十四年一月三十一日
------------	--------------------------------	------------------------	------------------------------	----------------------

（訪問看護）

介護保険事業者番号

名 称

所 在 地

事 業 者

廃止年月日

〇五六〇九九〇一七八

医療法人恵愛会鹿角中央病院訪問看護ステーション

鹿角市花輪字扇の間七番地一

医療法人恵愛会理事長
高橋 裕男

平成十四年一月三十一日

(通所介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五七〇一〇三六六三	秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字烏谷場百三十六番地	秋田市長 佐竹敬久	平成十四年三月三十一日
〇五七〇一〇三六七一	秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋字戌川原一番十八号	秋田市長 佐竹敬久	平成十四年三月三十一日
〇五七〇一〇三六八九	秋田市旭南老人デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目八番十二号	秋田市長 佐竹敬久	平成十四年三月三十一日
〇五七〇一〇三六九七	秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市榎山登町十番六十四号	秋田市長 佐竹敬久	平成十四年三月三十一日
〇五七二八〇五一三三	稲川町デイサービスセンター	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六	稲川町長 遠藤幸次	平成十四年三月三十一日

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五七〇一〇六一五三	北東北松下ライフエレクトロニクス株式会社秋田支店	秋田市御所野湯本二丁目一番二号	北東北松下ライフエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 高橋靖男	平成十三年十二月三十一日

秋田県告示第六百七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七〇二〇〇三〇三	塚本薬局居宅介護支援事業所	能代市島町六番九号	合名会社塚本薬品販売部代表社員 塚 本 修 久	平成十四年三月三十一日
〇五七二六〇二五三〇〇	神岡診療所ケアプランセンター	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四番地一	医療法人神岡診療所理事長 安 宅 芳 春	平成十四年四月十一日
〇五七二七〇四九九九	平鹿町平寿苑指定居宅介護支援事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会会長 柿 崎 幹 夫	平成十四年三月三十一日

秋田県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役社長 西 郷 辰 弘
- (二) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割八十二番地一
大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂横手店
横手市横手町字一ノ口五十一番地一
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割八十二番地一
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年五月一日

(五) 店舗面積の合計

千二百六十八・四四平方メートル

(六) 駐車場の収容台数

七十二台

(七) 駐輪場の収容台数

三十八台

(八) 荷さばき施設の面積

六十一平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量

十八・二八五立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時十五分から午後八時四十五分まで

(十一) 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

(十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

(十三) 届出年月日

平成十四年八月三十日

(十四) 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市 商業観光課
期間
平成十四年九月十日から平成十五年一月十日まで
- (二) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第六百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
角館ブラザ
仙北郡角館町横町四十六番地
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年八月三十日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
角館町役場 商工観光課
(二) 縦覧期間
平成十四年九月十日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合秋田市民市場
秋田市中通四丁目七番三十五号

二 秋田市長の意見

- (一) ごみ袋について
一般廃棄物を秋田市総合環境センターへ袋で搬入する場合は、秋田市指定袋を使用すること。
- (二) 臭気について
厨房から排出される惣菜等の調理具が悪臭苦情の原因となりうることから、廃棄設備の設置場所等については、周辺環境に十分配慮すること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年九月十日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンフェスタショッピングセンター
秋田市外旭川字小谷地二十五番地外
- 二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年九月十日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百十二号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 解除予定保安林の所在場所

大館市商人留字大沢口九八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類

日本列島精密測地網高精度三次元測量

二 作業を行う地域

秋田市、能代市、大曲市、山本郡琴丘町、山本町、八竜町及び峰浜村、南秋田郡五城目町、昭和町、八郎瀧町、飯田川町、天王町及び井川町、河辺郡河辺町、由利郡岩城町並びに仙北郡神岡町、西仙北町、六郷町、協和町及び仙南村

三 作業を行う期間

平成十四年九月二十四日から平成十五年二月二十八日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄